

おしらせ

皆さんの声を町政に!

町長への手紙・ファクス・Eメールは、皆さんからお寄せいただいたご意見・ご提言などを、今後のまちづくりに生かしていくための広聴制度です。町長が自ら拝読し、回答します。建設的なご意見・ご提言をお待ちしています。

町長への手紙

役場1階ロビーと男衾コミュニティセンターに「町長への手紙ボックス」を設置しています。所定の用紙が備え付けられてありますので必要事項を記入し、ボックスに投函してください。

町長へのファクス

町長への手紙ボックスに備え付けてある所定の用紙に必要事項を記入し、専用ファクス(☎581・4974)へ送信してください。

町長へのEメール

町公式ホームページのトップページ下部にある「町政へのご意見」から、必要事項を入力し、送信してください。

問 総務課 ☎内線313・315

固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

令和8年度の固定資産課税台帳の閲覧(①)および土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧(②)を開始します。ご自分の所有する土地や家屋の価格、税額などを確認したい方は、この機会をご利用ください。

また、納税者が所有する土地や家屋の評価が適正か判断するため、ほかの土地や家屋の評価額を確認できる制度として、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

期間/4月1日(水)~6月1日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

時間/午前8時30分~午後5時15分

場 税務課

①の対象/固定資産税の納税義務者、納税管理人、同一世帯の親族、または代理人や借地借家人(対価の支払われるもので、該当する部分のみ可能。契約関係を示す書類の提示が必要です。)

②の対象/固定資産税の納税者、納税管理人、同一世帯の親族、または代理人

持 運転免許証等、本人確認ができるもの

※代理人の場合は委任状と代理人の身分証明書等が必要

費 期間中は無料(借地借家人は有料)

問 税務課 ☎内線159・160

児童手当受給中の方へ

児童手当受給中で3人以上の子どもを養育している方で、平成16年4月2日生まれ~平成20年4月1日生まれの子どもを4月以降も養育し、生計が同一など経済的な負担がある場合は、手続きにより、3人目以降の児童分について引き続き同額の児童手当が受給できます。対象の方には、3月中旬までに通知を発送しますので、4月16日(木)までに手続きをお願いします。

また、18歳年度末以降、22歳年度末までの子どもを含め、3人以上を養育しているにもかかわらず通知が届かない方や、手続きを行っていない方は、子育て支援課へご相談ください。詳しくは町公式ホームページをご覧ください。なお、公務員の方は勤務先へご相談ください。

問 子育て支援課 ☎内線203

スクラムを組んで! 寄居町青少年健全育成町民会議

寄居町青少年健全育成町民会議では、青少年の健全育成を広域的、総合的に推進するために、町内の学校やPTA、民生児童委員などの青少年と関係する団体・機関が連携して活動を展開しています。令和7年度の活動については、町公式ホームページをご確認ください。

問 生涯学習課

☎内線533



町公式ホームページ

重度心身障害者福祉タクシー利用料助成制度

町では、心身に障害のある方がタクシー(県と福祉タクシー協定を締結している事業者のタクシー)を利用した場合、その料金の一部を助成しています。この制度を利用するには、事前に登録が必要です。

対 町内に住所を有する身体障害者手帳1~3級または療育手帳A・Aを所有している方

登録方法/身体障害者手帳または療育手帳、印鑑をお持ちの上、福祉課で手続きしてください。

※既に登録されている方には、3月25日(水)から新しい利用券を交付します。身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、古い利用券の残りををお持ちの上、福祉課へお越しください(随時受付)。

問 福祉課 ☎内線121



不動産鑑定士による不動産の無料相談会

4月11日(土)午前10時~午後4時
浦和会場 浦和コミュニティセンター14集会室
さいたま市浦和区東高砂町1-1
川越会場 ウェスタ川越2階活動室4
(川越市新宿町1-17-17)

問 (公社)埼玉県不動産鑑定士協会 ☎048・789・6000

埼玉県収入証紙代金の還付申請について

パスポートの申請や運転免許証の更新などで埼玉県への手数料の支払いに使用していた埼玉県収入証紙(以下県証紙)は、令和6年3月末日をもって利用が終了しました。未使用の県証紙(汚損・毀損したものを除く)を保有している場合、令和10年12月末日までの間に埼玉県へ返還すると、県証紙代金の還付を受けることができます。返還を希望する際は、指定の申請書を記入し、県証紙と併せて県出納総務課へ郵送、または持参してください。なお、県証紙代金の還付は口座振込となります。詳しくは県ホームページをご覧ください。

問 県出納総務課 ☎048・830・5714



県ホームページ

水道メーターの交換にご協力ください!

水道メーターは「計量法」により、製造から8年を経過する前に取り替えることになっていきます。該当するご家庭等に伺い、メーターの交換を行いますので、皆さんのご協力をお願いします。なお、メーターの交換作業は、町で発行する身分証明書を携行した町指定の給水装置工事業者が行います。

交換期間/該当するご家庭等にはがきでお知らせします。
対象区/栄町、武町、茅町、花町、男衾下郷、塚越、伊勢原、赤浜、塚田、牟礼、今市、鷹ノ巣、西古里

※対象区以外でも製造から8年目となるメーターは交換の対象となります。
他 水道メーターは町の貸与品です。作業を迅速に行うため、次のことにご協力をお願いします。
○メーターボックスの上に物を置かないでください。
○メーターボックスの中はきれいにしておいてください。
○メーターボックスの近くに犬をつながないでください。



問 上下水道課 ☎内線269

健康

3月は自殺対策強化月間です ~広げてみよう支え合い~

問 健康づくり課 ☎内線213

厚生労働省がまとめた「令和7年版自殺対策白書」によると、令和6年の自殺者数は全国で20,320人と前年より減少しました。多くの年齢階級で減少が見られる一方で「小学生」「中学生」および「高校生」の自殺者数は過去最多となりました。10歳代では、学校生活や家庭、将来への不安などの悩みが重なり、心の負担が大きくなることがあります。悩みは誰にでも起こり得るもので、特別なことではありません。一人で抱え込まず早めに相談することや、周囲が変化に気付き支援につなげることが大切です。町では、自殺対策強化月間にあわせ、役場庁舎や町立図書館でこころの健康に関する特設コーナーを設置するほか、役場の公用車の一部にステッカーを掲示し、啓発を行います。次の相談機関で相談を受け付けていますのでご利用ください。

- こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570・064・556(24時間、365日)
- 寄居町こころの健康相談(本誌9頁をご覧ください)
- 熊谷保健所(精神疾患、うつ病、依存症等) ☎048・578・4547 (月~金曜日、午前8時30分~午後5時15分、祝日除く)
- 精神保健福祉相談・来所相談(埼玉県立精神保健福祉センター) ☎048・723・6811 (月~金曜日、午前9時~午後5時、祝日除く)
- 埼玉いのちの電話((福)埼玉いのちの電話) ☎048・645・4343(24時間、365日)
- さいたまチャイルドライン(NPO法人さいたまチャイルドライン) ☎0120・99・7777 (毎日、午後4時~午後9時) ※18歳までの子ども専用
- 埼玉県SNS相談事業「こころのサポート@埼玉」~LINEで心理カウンセラーへ相談~ (3月31日までの毎日、午後7時~午後11時)



チャットで相談



こころのサポート@埼玉